

保 発 0313 第 17 号  
令和 6 年 3 月 13 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令  
の公布について (通知)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 (令和 6 年政令第 51 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、本日から施行される。改正政令のうち国民健康保険に関する改正内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内保険者への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金 (介護納付金の納付に係るものを除く。) の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を 646 円から 654 円に改定すること。(第 1 条関係)

第 2 施行期日

公布日 (令和 6 年 3 月 13 日。令和 5 年度分の負担金から適用する。)